

公益社団法人上越市有線放送電話協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人上越市有線放送電話協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、有線放送業務および有線放送電話業務を効率的かつ公正に運営し、もって文化や地域の振興、地域の安全・安心に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の公益目的事業を行う。

- (1) 前条の目的に即した地域の情報を収集し放送する。
- (2) 各官公署、団体から伝達すべき事項を放送して広報活動を援助する。
- (3) 市役所、消防署から直接非常緊急情報を放送する。
- (4) 災害時には各官公署、団体と連絡を取り、収集した情報を緊急放送で伝える。
- (5) 会員の自発的放送により地域の振興、災害時の連絡等を行う。
- (6) NHKおよび民間のラジオ放送を受信し、再送信を行う。
- (7) 専用端末間の通話を行う。

2 前項の事業については、新潟県内において行うものとする。

3 この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第7号に規定する収益事業等をいう。）を行う。

- (1) 放送廣告事業
- (2) 支障移転工事事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 上越市の区域内に居住する個人および、事務所等を置く法人または団体であって、この法人の目的に賛同して入会したもの。
 - (2) 特別会員 上越市の区域内に居住する個人および、事務所等を置く法人または団体であって、公共的・福祉的な目的をもって入会したもので、理事長が認めたもの。
- 2 会員の種別に関する詳細は、別に定める会員及び会費に関する規程によるものとする。

(入会)

第7条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、本人に通知する。

(社員等)

第8条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般社団・財団法人法という。）上の社員は、概ね会員26人の中から1人の割合で定めた会員の中から選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める）。

2 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な代議員選出規程は理事会の議決を経て定める。

3 社員の任期は、選出後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 社員が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴え等法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間は、前項の規定にかかわらず、当該社員の任期は終了しないものとする。

5 任期の満了前に退任した社員の補欠又は増員により選出された社員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

6 この定款で定めた社員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した社員は、新たに選出された社員が就任するまで、なお社員としての権利義務を有する。

7 会員は、社員の選出に当たっては、等しく選挙権及び被選挙権を有する。理事又は理事会は社員を選出することができない。

8 会員は、社員と同等の情報開示請求権を有する。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別会員の会費は、これを免除し又は正会員の会費の額と異なる額を定めることができる。

3 入会金及び会費に関する詳細は、別に定める会員及び会費に関する規程によるものとする。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員の資格は、次の事由によって失う。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡ただし上越市に居住する相続人（2人以上の場合は1人に限る）がある場合は、そのものに会員の資格を承継させることができる。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 解散

(退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を理事長に届け出なければならない。

(任意退会)

第12条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、3分の2以上の同意を経て、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品を返還しない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事（理事長、副理事長を含む）5名以上10名以内
- (4) 監事 3名以内

2 前項（1）の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事、又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事及び監事の任期は、現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、社員の3分の2以上の同意により行われなければならない。

(報酬等)

第21条 役員の報酬等の総額は、社員総会の決議によって定める。

- 2 役員報酬等に関する詳細は、理事会の決議により別に定める役員報酬規程によるものとする。
- 3 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、社員総会の決議によって定める。

第5章 社員総会

(総会)

第22条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(種類及び開催)

第23条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第24条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した社員の中から理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第26条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は社員として議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議長のほか、出席した社員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、これに署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) 社員総会の招集に関する事項の決定

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度4回開催する
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第33条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として、議決に加わる権利を有しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、

理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(基本財産)

第38条 別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という。）並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で定時社員総会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時社員総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表（及び正味財産増減計算書）を公告するものとする。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計原則)

第42条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、社員の3分の2以上の同意を経て変更することができる。

(合併等)

第44条 この法人は、社員総会において、社員の3分の2以上の同意により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第45条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において総正社員の3分の2以上の同意により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第46条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を公益認定の取消しを受けた日又は合併により消滅する日から1ヶ月以内に、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第48条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、理事をもって構成する委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事長が理事会の決議を経て選任する。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 財産目録
- (5) 役員等の報酬規程
- (6) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類等
- (7) 監査報告書
- (8) 社員総会議事録及び理事会議事録
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前号各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については、法令の定めによる。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は星野一雄とする。
- 3 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成23年4月26日

- 4 平成31年4月1日改定(第15条第1項)
- 5 令和4年9月30日改定(第4条第3項 収益事業一部廃止)
- 6 令和5年5月26日改定(第15条第1項、第19条第1項)

別表 基本財産（第38条関係）

財産種別	名 称
積立預金	基本財産積立預金